

## 「ロマンティックな合意」

原島良成（熊本大学）

年の瀬です（本稿執筆時）。おじいさんは菅笠を編んで街に売りに出ますが、ひとつも売れず、新年の餅も買えないまま足取り重く家路につきます。寒空には雪がちらつき、やがて吹雪いてくるのです。道端には雪をかぶるお地蔵様が数体。おじいさんは、売れ残りの笠をお地蔵様に掛けてあげました。これがミラクルを呼びます（出典：かさこじぞう）。



不要物を市区町村所定の集積所にそっと置き去る行為は、私たちの日常生活に定着しています。その際、不要であるかどうかは、ごく私的で限られた観点からの判断であり、往々にして、「まだ使えるけど」「昔の彼女にもらったものだし」「今は」不要ということで回収に出されるのです。ましてや、古紙・古着・金属のようにリサイクル可能な物品であれば、「私には不要だけれど一般的には有用なものである」という認識があるかもしれません。お地蔵様に菅笠をかける心映えには程遠いとしても、集積所に物を置く際に、一体どのような合意があるのでしょうか。

市区町村所定の場所から、リサイクル可能物品を持ち去り、買取業者に売却する人がいて、刑事訴訟になっています。法律論としては、所有者が所有・支配を放棄した物を持ち去っても、窃盗罪や横領罪に問われることはありません。刑事訴訟になったのは、私を知る限り、集積所からの持ち去りが当該市区町村の条例で特別に規制されている事案であり、いくつか有罪判決が出ています。

さて、持ち去りが本当に犯罪たりうるのかどうか、もう少し考えてみましょう。特別の条例で「持ち去りは20万円以下の罰金」等と明記しているのですから、その限りでは考えるまでもなく犯罪です。しかしその条例が無かったらどうでしょうか。また、持ち去りを禁ずる条例も、実は、「持ち去るなどという命令に従わなければ罰金」の旨を規定しており、持ち去りのみで処罰しているわけではないようです。

持ち去りが財産に対する罪であるとするなら、排出された物を所有・支配する権利が誰にあるかが問題となります。市区町村によって回収される瞬間まで排出者に権利があり、回収時に市区町村に権利が移るのでしょうか。いやいや、不要と思い排出する行為の裏に譲渡の意図があるか疑問ですし、また、不要排出物の持ち去りが排出者の財産を損なうと考えること自体に、違和感を覚えます。

では、回収場所に置いた瞬間に市区町村の財産となると考えるべきでしょうか。そのような整理をする市区町村もあるようです。しかし、リサイクルごみの回収は、市区町村の財産を確保する目的の活動ではなく、循環型社会の形成という公益を推進する目的の活動です。持ち去りを防ごうとするあまり、リサイクルをめぐる公共的な合意の世界に私的財産管理の論理を持ち込むと、集積所に不要物を置く行為の任意性、市区町村による独占回収の正当性といった、やっかいな問題が生じそうです。

もし、道端のお地蔵様にかけられた菅笠を持ち去る人がいたとして、その人が処罰されるべきだとすれば、それは、お地蔵様のあり方、扱い方に関する社会一般の合意との対立ゆえではないでしょうか。お地蔵様の菅笠所有権を論ずることは、ロマンティックでなく、合理的でもないのです。